

公布された規則のあらまし

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第六五号）

- 1 民法が改正され、未成年者の法定代理人に法人を選任することができることとなったことに伴い、一般廃棄物処理施設設置許可申請書ほか三様式について、所要の改正を行うこととした。（様式第二号、様式第四号、様式第一〇号及び様式第一二号関係）
- 2 外国人登録法の廃止に伴い、廃棄物再生事業者登録申請書の添付書類について、外国人登録証明書を削除することとした。（様式第二六号関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。